

# 平成29年度福島県狩猟免許更新のご案内

## 福島県生活環境部自然保護課

福島県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする方に対して、適性検査及び講習を次のとおり実施します。

### 1 対象者

福島県内に住所を有する方で、平成29年9月14日に有効期間が満了する狩猟免許（平成26年に交付された狩猟免許）を所持しており、その有効期間の更新を受けようとする方を対象とします。

注 1) 有効期間の満了日までに狩猟免許の更新を受けない場合、その狩猟免許は、有効期間満了後に効力を失います。

なお、災害などのやむを得ない理由で狩猟免許の更新を受けることができない（できなかった）方についても、狩猟免許を希望する場合は改めて受験が必要になりますが、知識試験及び技能試験が免除される場合がありますので、住所地を管轄する地方振興局に御相談ください。

2) 2種類以上の狩猟免許を所持して、そのうち一つの有効期間が満了する方については、他の免許の更新も併せて受けることができます。

### 2 適性検査及び講習の実施

(1) 適性検査と講習は、別表（P.2）の日程により実施します。

(2) 狩猟免許の更新を受けようとする方は、住所地を管轄する地方振興局あてに、受付締切日まで、申請書等（⇒3（P.3）参照）を提出してください。

⇒ 申請された方には、検査日時等を記載した狩猟免許更新検査票を郵送します。

※ 持参による申請の場合は、閉庁日（土・日・祝日）を除きます。

郵送による場合は、受付締切日までの消印のあるものを有効とします。

※ 東日本大震災に伴う地震、津波、原発の影響により住所地に居住することができないため、管外又は県外に避難している方々については、どの地方振興局にも申請書類を提出することができます。手続きについては、申請を行おうとする地方振興局に御確認ください。

(3) 適性検査と講習は、各開催日とも次のとおり実施する予定です。

受 付： 9:00～ 9:15	（受付時間終了までに必ず来場してください。）	
講 習： 9:30～12:30		
	鳥獣保護・狩猟に関する法令	の講義
	鳥獣の判別、猟具の取扱い	
	鳥獣の保護管理に関する知識	
適性検査： 13:15～	視力、聴力、運動能力に関する検査	

※ 認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者で、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性検査が免除されます。

(4) 適性検査の結果については、当日会場において発表します。

適性検査に合格された方には、現在所持されている狩猟免許と引き換えに、新たな狩猟免許を交付します。交付の日程等については、住所地を管轄する地方振興局に御確認ください。

なお、災害等で狩猟免許を紛失等した場合は、各地方振興局にお申し出ください。

別表 平成29年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施日程等

第1期 第2期	主催地方 振興局	開催期日	開催場所		受付締切日
			市町村名	会場名	
第1期 【受付開始日】 4月25日(火)	県北地方 振興局	6月13日(火)	福島市	パルセいいざか	5月30日(火)
		6月18日(日)	福島市	吾妻学習センター	6月5日(月)
		6月27日(火)	二本松市	二本松市安達公民館	6月13日(火)
	県中地方 振興局	7月2日(日)	郡山市	郡山市安積総合学習センター	6月19日(月)
	県南地方 振興局	7月15日(土)	塙町	塙町公民館	7月3日(月)
		7月22日(土)	白河市	福島県白河合同庁舎 大会議室	7月10日(月)
	会津地方 振興局	6月28日(水)	会津若松市	北会津農村環境改善センター	6月14日(水)
	南会津地方 振興局	7月12日(水)	南会津町	福島県南会津合同庁舎	6月28日(水)
	相双地方 振興局	6月6日(火)	相馬市	相馬市総合福祉センター (はまなす館)	5月23日(火)
		7月15日(土)	南相馬市	道の駅「南相馬」	7月3日(月)
		7月22日(土)	南相馬市	原町生涯学習センター サンライフ南相馬	7月10日(月)
	いわき地方 振興局	6月14日(水)	いわき市	福島県いわき合同庁舎 4F大会議室	5月31日(水)
		6月17日(土)	いわき市	福島県いわき合同庁舎 4F大会議室	6月5日(月)
	第2期 【受付開始日】 7月31日(月)	県中地方 振興局	9月11日(月)	郡山市	郡山市安積総合学習センター

○ 第1期は、各地方振興局において、それぞれの管内にお住まいの方を対象として実施します。なお、会場は申請時に選択することが可能です。(住所地以外の地方振興局で行われる適性検査と講習を受けることもできます。)

○ 第2期は、第1期に更新を受けることのできなかつた方を対象に、県中地方振興局において実施します。

○ 受付締切日は、各開催日ごとに異なりますので注意してください。

また、会場の場所については、昨年度までと異なるところもありますので、あらかじめ地図等で御確認ください。

- 東日本大震災に伴う地震、津波、原発の影響により住所地に居住することができないため、管外又は県外に避難している方々については、どの地方振興局にも申請書類を提出することができます。手続きについては、申請を行おうとする地方振興局に御確認ください。

### 3 狩猟免許更新の申請

#### (1) 提出書類

狩猟免許更新の申請に必要な書類は次のとおりです。

提出書類	部数	留意事項
ア 狩猟免許更新申請書	1部	福島県収入証紙(2)参照)を貼付。
イ 狩猟免許更新用写真台紙 及び 狩猟免許更新検査票	1部	(表面) 下記の写真を貼付し、必要事項を記入。 (裏面) あて先を明記し、62円切手を貼付。 ※返信用封筒を用意する場合は、裏面不要。 ※開催期日の3日前までに検査票が届かない場合は、申請した振興局にお問い合わせください。
写真 (縦3.0cm×横2.4cm)	1枚	申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(裏面に氏名及び撮影年月日を記入)。
ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けている場合 ⇒ 当該許可証の写し	いずれか 1部	許可証のうち、猟銃・空気銃所持許可証番号、交付年月日、本人写真が掲載されているページの写しとする。
銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号による許可を受けていない場合 ⇒ 医師の診断書		法第40条第2号から第4号に記載されている免許の欠格事由に該当しているかどうかを示す医師の診断書(様式任意)。
エ (認定鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者で、適性検査の免除の対象者である場合) ⇒ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面	1部	認定鳥獣捕獲等事業者が作成すること。 本証明書が発行された日から3か月以内に限り有効。
オ (封書による受験票の郵送を希望する場合) ⇒ 返信用封筒	1部	あて先を明記し、82円切手を貼付。

※ アとイとエの書類については、所定の用紙を各地方振興局で配付しています。また、自然保護課のホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/>) から 様式をダウンロードすることもできます。

#### (2) 狩猟免許更新申請手数料

狩猟免許の更新を受けるには、手数料が必要になります。申請書には、免許の種類ごとに2,900円の福島県収入証紙を貼付してください。

※申請書を受理した後は、手数料の返還はしません。

#### 4 お問い合わせ先

お問い合わせ先	電話番号	郵便番号	住 所
県北地方振興局 県民生活課	024-521-2709	960-8670	福島市杉妻町2-16 北分庁舎4階
県中地方振興局 県民生活課	024-935-1295	963-8540	郡山市麓山1-1-1
県南地方振興局 県民生活課	0248-23-1548	961-0971	白河市昭和町269
会津地方振興局 県民生活課	0242-29-5295	965-8501	会津若松市追手町7-5
南会津地方振興局 県民環境課	0241-62-2061	967-0004	南会津町田島字根小屋甲4277-1
相双地方振興局 県民生活課	0244-26-1144	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30
いわき地方振興局 県民生活課	0246-24-6203	970-8026	いわき市平字梅本15
県庁生活環境部 自然保護課	024-521-7210	960-8670	福島市杉妻町2-16

## 【狩猟を行う際の主な注意点】

～事故や法令違反を起こさないようモラルを守って正しい狩猟を行ってください～

### 1 注意事項

- (1) 狩猟に出かけるときは、狩猟者登録証を携帯するとともに、狩猟者記章を着用してください。なお、狩猟を行う際の服装・帽子については、誤射防止のためにできるだけ識別が容易な色のものを着用してください。
- (2) 垣、柵等で囲まれた土地や作物のある土地で狩猟するときは、必ず土地の所有者や管理者の承諾を得てください。（なお、柵等で囲まれていなくても、立ち入りが禁じられた土地に無断で侵入した場合には、法律違反になるおそれがあります。）
- (3) 網猟免許登録者及びわな猟免許登録者が使用する猟具には、網及びわなの1張り又は1個ごとに狩猟者の住所及び氏名等を記載した標識を装着してください。
- (4) 福島第一原子力発電所事故に伴い、野生鳥獣の放射線モニタリング測定を行っております。出荷制限若しくは摂取制限の情報に留意してください。

### 2 狩猟禁止・制限事項

#### (1) 捕獲禁止の場所

鳥獣保護・危険予防等の観点から、次の場所での捕獲は一般的に禁止されています。

- ① 鳥獣保護区、休猟区  
(なお平成20年度から福島県内において休猟区として指定されている区域はありません)
- ② 公道
- ③ 自然公園法の特別保護地区
- ④ 都市計画施設である公園・緑地等(囲い、標識により区域が明示されたところ)
- ⑤ 社寺境内、墓地

#### (2) 銃猟の禁止

危険防止・静穏保持等の観点から、次の場所等での銃猟は禁止・制限されています。

- ① 特定猟具使用禁止区域(銃器)における銃猟
- ② 日の出前・日没後の銃猟
- ③ 「住居が集合している地域、広場・駅その他の多数の者の集合する場所」での銃猟
- ④ 弾丸の到達するおそれのある「人、飼養・保管されている動物、建物、電車・自動車・船舶その他の乗り物」へ向けての銃猟

#### (3) 指定猟法(鉛製散弾の使用)の禁止

水鳥等を鉛中毒被害から防止するため、鉛製散弾の使用を禁止する区域が設けられています。(福島県内では、次の4箇所が指定されています。)なお、下記4箇所以外の場所においても、水鳥等の鉛中毒被害が生じていることから、銃猟を行う際には、できるだけ非鉛弾を使用していただくようお願いいたします。

- ① 牡丹池・松房池(矢吹町)
- ② 阿賀川(会津若松市ほか)
- ③ 埴木崎(新地町)
- ④ 天王山・泉川(泉崎村)